

## 千葉県認知症地域医療支援事業

### 「元気いきいき教室」

### 認知症サポート医 講演会を開催します

町では、認知症の正しい知識の普及と啓発を目的とし、認知症サポート医による講演会を開催します。ぜひご参加ください。

【日時・場所】2月26日(木) 13:30～15:30 町公民館

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方

【定員】60名(申込先着順)

※2月20日(金)までにお申し込みください。送迎を希望する方はお申し出ください。

【持ち物】タオル、飲料水(水分補給)、筆記用具

動きやすい服装でお越しください。

【内容】(1)認知症サポート医による講演

(認知症の予防、症状・治療・薬 等について)

講師:ラビドールクリニック診療所長 深山茂樹先生

(2)介護サービス事業所スタッフによる認知症予防体操、レクリエーション

【申込・問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

### 「巡回型元気いきいき教室」

### 「御宿町ほのぼの健康教室」を開催します

町では介護予防の普及と啓発を目的とし、各区の集会所で運動やレクリエーションを行う介護予防普及啓発事業を行っています。皆さんのご参加をお待ちしています。

#### ○巡回型元気いきいき教室

【日時・場所】2月17日(火) 13:30～15:30 新町区 新町会館

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方

【定員】30名(申込先着順)

【持ち物】タオル、飲料水(水分補給)、筆記用具

動きやすい服装でお越しください。

【内容】レクリエーション、ゲーム、簡単な体操、歌 等

#### ○御宿町ほのぼの健康教室

【日時・場所】2月17日(火) 11:00～13:00

御宿台区 御宿台集会所

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方(家族同伴可)

【定員】20名(申込先着順)

※お弁当の注文がありますので、2月6日(金)までにお申し込みください。

【参加費】600円

【持ち物】タオル、飲料水(水分補給)、筆記用具

動きやすい服装でお越しください。

【内容】健康チェック、野菜・果物の話、腰痛・関節痛の話、簡単なお口の体操、レクリエーション 等

【申込・問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

## 2月の「心配ごと相談所」開設日

2月の心配ごと相談所は以下のとおりです。

開設日	場所	相談内容
2月2日(月)	町地域福祉センター	一般相談・行政相談・障害者相談
2月23日(月)	町地域福祉センター	一般相談・人権相談

相談時間は9:00～12:00です。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

# おんじゅく お知らせ版

発行日 平成27年1月23日 NO. 665

編集 御宿町企画財政課 TEL 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

Twitter @KohoOnjuku

★Twitter アラートの配信を行っています★

## 任期付職員を募集します

御宿の観光資源である海岸・砂浜の魅力アップのため、年間を通じた海水浴場の利活用が課題となっています。

ビーチを利用したスポーツや自然に触れるリラクゼーションなど、御宿の海の持つ楽しさや可能性を多くの方に提供する“遊んで・食べて・癒されるまち”の実現に向けて、即戦力となる人材を確保するため、任期付職員の採用を行います。

詳細は町ホームページをご覧ください。

【募集職種・採用予定人数】観光業務 1名

【任用期間】平成27年4月1日～平成30年3月31日

【応募要件】観光活性などに関する調査研究や海水浴場等観光(レジャー)施設の運營業務において10年以上の経験がある方で、御宿の観光事業の企画立案に意欲がある方

【申込方法】御宿町職員(任期付職員)採用試験申込書、同資格・職歴報告書、同面接カードに必要事項を記入し、役場総務課行政班(4階③窓口)に提出してください。申込書等は総務課窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※郵送可 締切日必着

【受付期間】1月26日(月)～2月9日(月)

【試験日・試験内容】2月25日(水) 作文及び面接

【申込・問い合わせ】〒299-5192 御宿町須賀1522

御宿町役場 総務課 行政班 TEL 68-2511

## 2月のB&G健康運動教室

町B&G海洋センターでは、健康運動教室を実施します。どなたでも参加できます。ぜひご参加ください。

【日時】かんたんエアロビクス 6日(金)、20日(金)

ステップエアロビクス 13日(金)、27日(金)

各教室とも14:00から1時間程度

※保険の加入は任意です。各自で加入をお願いします。

【問い合わせ】町B&G海洋センター TEL 68-4143

## 工学院大学 下田研究室

### 「御宿町の街なみ景観の向上」発表会 開催

工学院大学建築学部まちづくり学科下田研究室では、「御宿町の街なみ景観の向上」をテーマに発表会を行います。参加は無料です。ぜひご来場ください。

【日時・場所】2月15日(日) 13:30～15:00 町公民館

【問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

## 福祉・介護に関する計画(案)の 意見公募を行っています

町では、平成27年度から始まる以下の計画(案)を作成しました。これらの計画に、町民の皆さんのご意見等を反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しています。

【意見公募の対象となる計画】

・子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画(案)

・第3次障害者計画・第4期障害福祉計画(案)

・2015高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)

【募集期限】2月9日(月)まで

【募集対象者】次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

(1)町内に住所を有する方

(2)町内に勤務する方

(3)町内の学校に在学する方

(4)事業に関し利害関係を有する個人及び法人、その他の団体

【公表方法】役場保健福祉課福祉介護班(2階②窓口)、町公民館窓口で閲覧できます。また、町ホームページにも掲載されています。

【提出方法】「御宿町パブリックコメント提出用紙」の形式により、次の(1)～(3)のいずれかの方法で提出してください。

※意見等を提出する方は、住所、氏名、連絡先を明らかにしてください。

(1)役場保健福祉課福祉介護班(2階②窓口)または町公民館に提出 ※郵送可 締切日必着

(2)電子メール (3)ファクシミリ

【結果の公表等】

・提出された意見等の概要と、それに対する町の考え方、施策等の案を修正した場合における当該修正内容については、ホームページ等により一定期間公表します。(ただし、氏名等の個人情報除きます。)

・個々の意見等には直接回答しません。ご了承ください。

・提出された用紙は返却しません。

【提出・問い合わせ】〒299-5192 御宿町須賀1522

御宿町役場 保健福祉課 福祉介護班

TEL 68-6716 FAX 68-7182

Eメール [fukushi@town-onjuku.jp](mailto:fukushi@town-onjuku.jp)

## インターネット体験教室を開催します

### ～iPadを使ってインターネットの世界を体験しよう～

町では、インターネットの体験を目的としたパソコン教室やタブレット教室をNTT東日本との協力により開催しています。

インターネット初心者の方、タブレットをお持ちでない方もこの機会にぜひ体験してください。参加は無料です。

【日時・場所】2月19日(木) 13:30～16:30 町公民館

【定員】20名(申込先着順)

【内容】iPadの基本操作、iPadやテレビを使ったインターネット体験

【対象】タブレット(iPad)初心者・未経験者の方

※申込多数の場合、ご家庭がインターネット未接続の方を優先します。

【申込】町公民館 TEL 68-2947

※住所、氏名、連絡先、年齢、ご家庭のインターネットの接続の有無をお知らせください。

【内容に関する問い合わせ】企画財政課 TEL 68-2512



## 町県民税の申告をお願いします

平成27年1月1日現在御宿町に住所を有し、平成26年中に次の(1)～(3)のいずれかに該当される方は、町県民税の申告が必要です。なお、町県民税の申告用紙は2月上旬に送付します。

(1)給与所得者で次に該当する方

- ・給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
- ・2ヶ所以上から給与を受けている方
- ・勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されていない方

(2)営業、農業などの事業を営んでいる方

(3)年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方

※平成26年中に所得がない場合でも、所得の証明が必要な方や国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方は、町県民税の申告が必要となります。未申告の場合は、国民年金保険料免除申請をする際や国民健康保険等の加入者は国民健康保険税の軽減、高額療養費の区分判定等に影響があります。

※税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方は町県民税の申告は必要ありません。

【受付】申告用紙送付後、随時受付を行います。

受付時間 8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く

【場所】役場税務住民課 税務班(3階⑦窓口)

【持ち物】印鑑、源泉徴収票等収入のわかるもの、申告用紙(2月上旬に送付します。)、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 等

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

## 町県民税申告の出張受付を実施します

町県民税の出張申告受付を実施します。ご利用ください。

役場税務住民課税務班(3階⑦窓口)の窓口では、申告用紙送付後、随時受付を行います。

受付日	受付時間	地区	受付場所
2月21日(土)	9:00～10:30	須賀	須賀区民館
		高山田	高山田公民館
		久保	久保区民館
		六軒町	六軒町青年館
	11:00～12:30	浜	浜青年館
		御宿台	御宿台集会所
		新町	新町会館
		岩和田	岩和田青年館
	13:30～15:00	実谷・七本	実谷区民館
		上布施	上布施消防 コミュニティセンター

【持ち物】印鑑、源泉徴収票等収入のわかるもの、申告用紙(2月上旬に送付します。)、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 等

※出張受付では「所得税及び復興特別所得税の確定申告」の受付はできません。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告受付を行います

確定申告期間中は、茂原税務署のほか、町においても所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付をしますので、ご利用ください。

【受付期間】2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日を除く

9:00～12:00、13:00～16:00

※混雑状況により、午前中に来られた場合でも午後の受付になる場合があります。

【場所】役場保健センター2階 小会議室

【持ち物】印鑑、源泉徴収票等収入のわかるもの、昨年の申告書の控え、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書 等

※還付がある場合、本人の口座情報が必要です。

※土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡等により、確定申告を行う方は、特例等を受けられる場合がありますので、税務署にご相談ください。

【内容】役場職員による申告受付

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

国民健康保険では、自己負担の一部を高額療養費として支給しており、原則、申請には領収書の提示が必要です。確定申告で医療費控除をする際は、領収書原本の提出が必要であり、また、この高額療養費を差し引いて申告する必要がありますので、高額療養費に該当する場合は、申告前に高額療養費の申請手続きをしてください。

※領収書が無く、医療機関への支払いが確認できない場合は、高額療養費の申請ができなくなります。

【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

## 税理士による小規模納税者向け無料申告相談

茂原税務署では、税理士による小規模納税者等のための無料申告相談を行います。

実施日	時間	場所
1月28日(水)	9:30～12:00 13:00～16:00	勝浦市役所
1月29日(木)		いすみ市役所(大原庁舎)
1月30日(金)	相談受付 15:00まで	いすみ市役所(岬庁舎)
2月2日(月)～ 6日(金)		茂原税務署(2階会議室)

※小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告(土地、建物及び株式等の譲渡所得のある場合を除く。)を対象としています。

※譲渡所得(土地、建物及び株式等の譲渡)のある方や所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を含む。)はご遠慮ください。

※混雑状況等により、受付締切時間が早まる場合があります。

※源泉徴収票等の確定申告に必要な書類、印鑑をお持ちください。

【問い合わせ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

## 茂原税務署より 申告の注意点

○復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとなっています。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の記載が必要です。

○年金所得者は申告手続不要制度があります

(1)公的年金等の収入金額が  
400万円以下

(2)公的年金等以外の所得金額が  
20万円以下

➡ (1)、(2)の両方に  
該当する場合、  
税務署への申告・  
納税は不要です。

※(1)と(2)の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けるために申告書を税務署へ提出することは可能です。

※上場株式等の譲渡損失や雑損失を翌年に繰り越す場合や10万円超の青色申告特別控除を適用する場合等は、税務署への申告が必要です。

※税務署への確定申告・納税が不要な場合でも、各種所得控除の適用を受ける場合には町県民税の申告が必要です。

○個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告にあたっての留意事項

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む。)の税率は、8%です。平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとに区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

○記帳・帳簿等保存制度の対象者が拡大されました

記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う方全てに必要となりました。(所得税の申告の必要がない方を含みます。)

【問い合わせ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

## 平成27年度からの町県民税に係る主な改正

○住宅借入金特別控除の延長・拡充

適用期限が4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長され、さらに平成26年4月以降に居住を開始した場合の控除限度額が、136,500円に引き上げられます。

ただし、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得価格対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限られます。

○上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

10%軽減税率(所得税7%、町県民税3%)の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、町県民税5%)が適用されます。

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

